

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了した上で、引き続き生活にお困りの場合は、生活困窮者自立相談支援機関による生活再建の支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

- ア 令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付（資金交付）が終了していること
- イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関（高岡市役所社会福祉課内）による支援を受けること

■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

■ 受付期間

- ・ 令和3年2月19日から令和3年6月末まで

お問合せ先

- 一般的なお問合せは相談コールセンター
0120-46-1999 ※ 9:00～21:00（土日・祝日含む）
- お申込みはお住まいの市区町村の自立相談支援機関へご相談の上、市町村社会福祉協議会にお電話ください。

高岡市社会福祉協議会 電話 0766-23-2917（平日8:30～17:15）

再貸付までの流れ

ステップ1

市町村内の生活困窮者自立相談支援機関(高岡市役所 社会福祉課内)へご相談ください。

生活の状況等により、求職者支援訓練や生活保護のご案内をいたします。

ステップ2

市町村内の社会福祉協議会へ再貸付の申請を行ってください。

総合支援資金の再貸付に関する Q & A

Q1 総合支援資金の利用が初回3月で終了しているのですが、再貸付の申請は可能ですか？

A 可能です。

Q2 申請のために必要な書類はなんですか？

A 再貸付の申込書、借用書、再貸付にかかる状況確認シート(生活困窮者自立支援機関にて記入)と、既に借りている総合支援資金の送金日が分かるものをご用意ください。居住地や世帯に変更がある場合は住民票を、振込口座を変更する場合は通帳の写が必要です。

Q3 お金はどれくらいの期間で振り込まれますか？

A 各都道府県社会福祉協議会により異なります。

Q4 借り受けたお金の返済方法はようになりますか？

A 借受の1年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

Q5 償還免除はありますか？

A 総合支援資金の再貸付についても「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります(要件等は現在、厚生労働省で検討中です)。